

用地調査点検等技術業務共通仕様書の一部を次のように改正する。
 次の表の赤字で示す箇所について、改正後の欄に掲げる規定のとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">用地調査点検等技術業務共通仕様書</p> <p>(成果物) 第21条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) <u>四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。</u> 2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い) 第27条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために<u>必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務) 第31条 (略) <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 この仕様書は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">用地調査点検等技術業務共通仕様書</p> <p>(成果物) 第21条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) <u>(削る)</u> 2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い) 第27条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために<u>必要かつ適切な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務) 第31条 (略) <u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 この仕様書は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 この仕様書は、令和6年6月1日から施行し、施行日以降に契約を締結する業務について適用する。</u></p>